

(別添1)

## 事業評価の結果（共通項目）

### 第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による  
事業所名（施設名） 長野市綿内保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	1	理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○公立保育所としての共通の目指す子どもの姿、教育・保育の基本方針が掲げられてる。さらに保育所目標を掲げ、保育所が目指す方向性が明らかにされている。 ○職員の理念・基本方針の周知は、事務室、各クラスに掲示し、職員間では定例職員会で読み合わせを行い、実際に保育にどう反映していくかを職員全員で意見を出し合い、検討している。 ○保護者には、保護者総会で、事業計画の重点課題の説明文書に理念基本方針が記載されており、園だよりなどでも理解に努めている。また、アンケートの際には、理念・基本方針の周知状況を確認する等さまざまな機会を利用し周知に努めている。 ○毎年、入園説明会、継続時説明会で「保育園・認定こども園のしおり」などにより、理念・基本方針の周知を行っている。 ○保育所は福祉サービス提供の一つでもあり、子どもの人権尊重、個人の尊重に関わる姿勢が明確にされることが重要であり、市の方針に基づく園独自の理念基本方針も今後検討し、更なる保育所としての役割に期待したい。
					2	理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○公立保育園であり、全体の方向性は「長野市子ども子育て支援事業計画」に沿い、分析をしている。 ○市の保育・幼稚園課と連携し、保育所の利用率の分析は園ごとに行っている。また、配慮が必要な子どもの増加やおひさま広場、地域発達支援会議などを通して、子どもの数、保育ニーズの把握に努めている。
				9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
				10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
				11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
		経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a)	12	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○未満児の需要が増えている。異年齢保育・クラス保育のメリット・デメリットの課題など職員と検討し来年度の課題としている。 ○保育士不足の課題があり、市や全保育所と協力のもと動画の配信により職員の確保に努めている。 ○公立保育所に与えられた施設長権限の中で、パート職員・代替え保育士の採用に努め働きやすい環境促進を図っている。
				13	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
				14	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
				15	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○子ども子育て支援事業は、5年の中・長期計画として策定され、量の見込みと確保の方策、経済支援の充実などの施策につながっている。中間見直しにより、分析、修正をしている。	
					17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
					18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
					19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		
				中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○単年度事業計画は、重点課題・運営方針、保護者支援、職員育成、実習・ボランティア受け入れ、働き方改革など多岐にわたり計画し、単年度計画・予算化や新規プログラムは中・長期計画に分け策定されている。 ○事業計画は、さらに職員の振り返りや意見を反映した業績評価に組織目標として掲げ、数値化し自己評価を行う仕組みがある。
						21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
						22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
						23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	○事業計画の策定は、年度末に振り返り、次年度職員会で意見を出し合い、新たな園長会、主任会、保育士部会、給食部会で意見を出し合い、集約し、計画に反映している。 ○事業計画は、業績評価により、職員の目標設定をし、期末には目標達成を確認する。+
	3	(2)	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	○事業計画は、園だよりで主な内容は配布し、説明をしている。事業計画につながる日常の場面を写真を撮り、コメントを入れ掲示する等で理解を得ている。行事計画も年間の計画の他、その都度、園だよりにより、保護者の参加を促す観点から掲載し配布している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	○園内研修を行い、保育の質の向上のため第三者評価受審を行った。 ○毎年、自己評価票に準じ、年2回の評価を行い、課題の分析、計画、実行、評価を行い保育の質の向上に取り組んできている。	
				34	保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。		
				35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
				36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
		評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a)	37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		○毎年、業績評価、自己評価により、職員間で話し合い、各種マニュアルの整備、新保育所保育指針に沿った保育の取り組みが行われ改善されている。 ○近隣の認定保育園と年長の集いを予定し、小学校前の子どもの交流の機会への取り組みも予定している。 ○室内外の遊びの環境作りなど、四季折々に子どもの意見を吸い上げ、主体的に遊べるよう工夫している。また、可動遊具なども取り入れ、年齢の発達に応じた環境作りに務めている。
				38	職員間で課題の共有化が図られている。		
				39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。		
				40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。		
				41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○年度当初の園だより、入園説明会、保護者総会等さまざまな場面で、施設長の経営方針や取り組みについて説明している。 ○事務分掌において施設長の役割を明文化している。職員会議などにおいても施設長の自らの役割を表明し周知を図っている。 ○区長会便り、隣保館だよりでは、施設長の記事の掲載がなされ施設長としての役割を表明している。今後、定期的に発行する園だよりなどに施設長の役割と責任を明記していくことが望まれる。 ○有事の際におけるの権限委任は、マニュアルの中に施設長不在時には主任が代行と明確化されている。
					43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
			a)	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○施設長は、公務員法を学び、「園長の心得」等で理解し、全職員に配布している「保育の手引き」などで法令遵守に努め、職員への周知にも積極的に対応している。 ○施設長は、働きやすい環境作りのために労働基準法の理解に努め、職員には、毎年、パワーハラスメント、虐待防止法などの研修会も行っている。
					47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	<p>○基本方針・保育目標に向け、保育実践にどのように、繋げていくのかをわかりやすく、職員の意見を出しやすい方法としてKJ法を用い検討する等、積極的に保育の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>○毎年、年2回の保護者アンケートを行い、その結果を職員間で話し合い保護者に回答する等改善に取り組んできた。また、職員間では第三者評価に準じた自己評価を年2回行い、園内研修や自主研修など充実した研修計画に繋げている。</p>
			経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>○施設長は、職員の働きやすい環境整備のため、時差出勤や休憩、休暇が取りやすように代替えや休憩パートの配置などにより、効果的な施設運営に努めている。</p> <p>○施設長は、書類の見直しや業務軽減のため、週案、日案などの計画書をパソコン導入での改善に向けた取り組みなど積極的に検討している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	59	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○必要な福祉人材の基本的な考え方、人材確保や育成は、市の担当部署が行い、定期的な正規職員、嘱託職員の採用が行われる。また、人事育成についても市の保育士研修概要に基づき、職階別に研修が行われている。 ○採用年数や、職種別研修などキャリアアップ研修の機会が設けられている。 ○職員採用についても、市の動画を作成したり、実習校への働きかけ、パンフレットの配布を行い、実習生には、対話的指導を大事にした職員の指導に努めている。	
				60	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
				61	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
				62	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
		総合的な人事管理が行われている。	a)	63	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		○人事基準は、新規採用時に職員に周知している。職能評価や貢献度は、能力評価、業績評価により行われている。 ○人事異動調査書により、職員の意見・意向は施設長面談確認し、市の保育担当者に報告している。 ○研修概要により、期待される職員像に向かい、階層別、経験別に研鑽していくことで将来を描く総合的な仕組みができています。 ○嘱託職員にも経験年数に応じた給与の見直しなど行い処遇改善に取り組んでいる。
				64	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
				65	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
				66	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
				67	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
				68	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。		



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>○労務管理は施設長が行い、時間外勤務・出勤簿の管理は、施設長と主任のチェック体制のもと、行っている。</p> <p>○職員の健康安全については、安全衛生推進委員会があり年度計画の中で取り組みをしている。メンタルヘルス研修も行いストレスチェック実施、総務課保健室での相談窓口があり、職員も周知している。年2回の園長面談があり、悩み意見などを話す機会を作っている。</p> <p>○働きやすい環境作りが事業計画にも挙げられており、代替え職員、4時間休憩パート、朝夕時間パートなどの職員確保に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	77	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○期待される職員像が研修概要に示されている。また「教育・保育の手引き」の読み合わせにより職員の倫理観の確認をし、職員の守秘義務、マナー、保護者対応、保育書類の確認を行っている。 ○業績評価により、施設が目指す目標に対し一人ひとりの目標を立て、施設長との面談により、進捗状況の確認や振り返りを行い年度末に評価・確認をしている。
78	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。						
79	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。						
80	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。						
81	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。						
		職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	職員	a)	82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○期待する職員像は、研修概要に、階層別に示されている。 ○保育士の階層別に求められる専門性として、専門技術、知識などが明示されている。また、研修体系に基づき年度別、役職別、嘱託職員の研修が行われる仕組みができている。
83	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。						
84	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。						
85	定期的に計画の評価と見直しを行っている。						
86	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
			職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>○公立保育所であり「長野市保育士研修概要」により、職場研修、職場外研修、自主研修に分類した研修体系ができています。</p> <p>○新人職員は、ステップノートとして1年間、職場研修日誌で自己評価し上司からコメント、施設長からコメントをもらい知識・技能の習熟できるような仕組みがある。</p> <p>○職員は階層別に「求められる専門性」を学ぶ仕組みができています。</p> <p>○自主的な研修計画があり、職員の希望を反映した園内研修なども行っている。</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>○「実習生受け入れプログラム」があり、明文化されている。また、実習生対応マニュアルに沿って実習受け入れを行い、保育士の育成に積極的に取り組んでいる。学校側が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生のねらいや希望を聞く機会がある。また、実習生の疑問点が解決できるように配慮している。</p> <p>○実習生には対話的な指導を大切にしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○市のホームページ、市報に予算決算報告の開示がある。また「園概要」として保育の内容、保育目標、園の概要などが掲載されている」。 ○第三者受審が初めて行われ、ホームページなどで公開予定である。 ○地域に向け、おひさま広場、イベントの印刷物を掲示・配布し、入園時には、園だより、全体の計画などを地域関係者に配布し説明している。	
					98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。		
					99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。		
					100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。		
					101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。		
			公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	102	保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	○内部監査は長野市として行い、外部監査は長野市に外部からの公認会計士にて行っている。 ○事務手続きや職務分掌により、事務、経理、取引等が定められ、実行している。
						103	保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
						104	保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
						105	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
						106	外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
						107	外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
4 地域との交流、 地域貢献		(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	108	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○基本方針の中で、家庭や地域との連携として基本姿勢が明示されている。 ○「子どもは地域の宝」として、地域全体で子ども達を見守っている土地柄である。地域の名産のレンコンを地域の方に協力してもらい園庭で育てている。地域との関わりは強く、町作り委員会の参加、住民自治協議会への参加をしている。 ○園を中心としたマップがあり、散歩中に声を掛けあいさつをする等地域住民との関わり、世代間交流として地域のデイサービスに散歩の途中に寄ってくるなど高齢者との関わりもある。 ○社会資源の活用として、地域のイベント、図書館、交番・消防、公共機関からの情報を得ることにより、たくさんの社会体験の機会がある。
				109	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。		
				110	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。		
				111	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。		
				112	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。		
			ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	113	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○ボランティア受け入れマニュアルがあり、基本姿勢が明文化されている。「参加者にお願ひ」という注意事項を書いた書類を一般用、学生用に作成し、専門職でないボランティアでのトラブル防止に努めている。またボランティア活動保険の加入により活動中の事故に備えた対応を行っている。 ○中学性、高校生の職場体験受け入れもしており学校教育への協力もある
				114	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。		
				115	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
				116	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		
				117	学校教育への協力を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	<p>○年3回の民生児童委員との交流を図り、地域の子どもの様子や情報を共有している。</p> <p>○関係機関・団体との連絡会は、地域発達支援会議、ケア会議、園医とのカンファレンス、園長会、幼保小連携会議の出席を定期的に行い、問題の共有や育成を図り、協働して解決への取り組みを図っている。</p> <p>○児童相談所、子育て支援課、要保護児童対策地域協議会への参加もあり、家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもの対応について、必要に応じ、連携を図っている。</p>
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	a)	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>地域の未就園児のために交流場として園開放、保育相談を実施し、子育てに関する講演会なども行い、地域の交流の場となっている。</p> <p>地域の子育てグループの要望で地域に出向き、遊びの公開講座など行っている。地域の保健センターで行われる4カ月児検診の会場で保育所の一時預かり事業、地域子育て支援センターの紹介などをして子育て支援に関する情報提供を行っている。</p> <p>災害時の避難場所は小学校になっているが、保育所が鉄筋コンクリートの構造であり、自園の方が安全な場合は自園で待機する。</p> <p>地域の高齢者と世代間交流事業（レンコン栽培など）、地域行事への参加、デイサービスセンターとの交流会や散歩途中に立ち寄りなど交流を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
			地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>地域の保育ニーズを把握して一時保育の増員、未満児保育、延長保育の充実を図っている。</p> <p>一時保育、園開放の実施、運動会などの保育所行事への参加を呼び掛けて子育て親子のニーズに応えている。</p> <p>自治会の育成会、子育て支援委員会、地区各行事毎の準備会などに出席、年3回の民生児童委員との会議などを通して地域の気にな子ども等、子育てに関して協議し、地域の子育ての状況を把握して施設長はじめ職員は、地域に向いて専門性を発揮している。</p> <p>地域のニーズを把握して、地域の子ども・保護者に向けて園開放・育児相談、地域の行事参加など事業計画に明示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	135	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	<p>人権に関するマニュアルを整備し、児童憲章、児童の権利に関する条約、保育士倫理綱領、市が作成した「教育・保育の手引き」などを基に園内研修を行っている。</p> <p>保育マニュアルに保育士の望ましい態度に関して掲載、言葉のマニュアル(子どもの姿・保育者の気配りと声掛け)に子どもを尊重した基本姿勢が謳われ、保育士は理解して保育に取り組んでいる。</p> <p>保育場面で性差への固定概念を植え付けるような言動がないよう注意をしている。保育実践を振り返る中で人権マニュアルを活用して研修をする機会を作り、年2回評価チェック票により自己点検をしている。</p> <p>遊びの場面を捉えて、子どもと話し合う中で互いに尊重する心を育てよう保育している。また、保護者会や園たより等で保護者にも伝えている。理念の見直しが予定されているが、さらに理念に基づいた保育が展開されることに期待したい。</p>
					136	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
					137	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
					138	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
					139	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
					140	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
					141	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
					142	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
			子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	143	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	<p>子どものプライバシー保護に関して「個人情報保護マニュアル」「虐待に関するマニュアル」に整備されている。職員は、「教育・保育の手引き」と合わせて関係するマニュアルの研修をして周知している。</p> <p>プールの周りにシートを張る、着替え場所にパーテーション、つい立て視界を遮る、排泄支援は、羞恥心に配慮した言葉がけをする、着替え場所につい立てを置くなどしている。体重測定は、子どもの成長に合わせてカーテンを使用するなど羞恥心やプライバシーが守られるよう配慮している。</p> <p>保護者に対して「入園のしおり」に基づき説明をして「個人情報承諾書」で確認をしている。</p> <p>不適切な事案が発生した場合は「市職員個人情報の適切な管理等に関する指針・職員の懲戒処分」に明示があり、職員は理解している。</p>
					144	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
					145	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
					146	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
					147	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
					148	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
					149	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a )	150	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	<p>保育所の理念・基本方針、保育内容をイラストや写真で解り易く紹介した内容をホームページに掲載する、市内の幼稚園・保育所を紹介する冊子を市役所、保健センター、保育所に置いて希望者に必要な情報提供をしている。</p> <p>入園希望の保護者には、丁寧に資料に基づいて説明をして、保育所見学を行っている。</p> <p>利用希望者に対する情報提供資料は、保護者などからの意見を反映させて、施設長会で定期的に見直しを行い現状に相応しい内容の資料を作成している。</p>
					151	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
					152	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
					153	見学等の希望に対応している。	
					154	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
		保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保育の開始・変更時等にわかりやすく説明している。	a )	155	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	<p>保育の開始前には、利用案内、重要事項説明書、市から決定された支給認定書に基づき保護者一人ひとりに説明を行い同意書にて同意を得ている。</p> <p>特に配慮が必要な保護者には、入所前面談を行い、必要な書類を整えて説明、必要に応じて関係機関立ち会いの基で解り易く理解が得られるよう配慮している。</p> <p>保育開始後、延長保育等の利用など保育内容の変更が生じた場合は、再度説明して同意を得ながら進めている。再度説明して同意を得ながら進めている。</p> <p>入所・継続説明会には、図で示す、印刷物の配布、持ち物等は実物を提示するなどして解り易く工夫して行っている。</p>
					156	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
					157	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
					158	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
					159	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(2)	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a)	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>保育所の変更に関しては、保護者の同意を得て変更先保育所に必要に応じて、情報提供を行い、保育の継続性に配慮している。保育所変更時の事務手続きは、市が作成している「利用のご案内」に保育所の変更手続きについて掲載されている。</p> <p>保育所利用終了後の窓口は施設長となり相談などの対応をしている。卒園する子どもや保護者に対して園だよりなどで卒園後も相談出来るということを記載し、説明して配布している。</p>
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>保育の中で子どもたちが満足できているか、子どもミーティングを毎日行い出された意見は、保育内容に反映する取り組みをしている。言語表現が難しい未満児は表情、つぶやき、態度から汲み取り保育内容に活かしている。</p> <p>保護者向けアンケートを定期的に行い、アンケート結果を集約して意見要望等は、職員会で検討し、保育の質の向上に向けた改善策を載せて保護者に結果報告をしている。</p> <p>担当職員は、保護者とクラス懇談会、個人面談を行い満足度を把握している。</p> <p>保護会に施設長が出席して、保護者の意向を把握して職員会に報告、改善を必要とする場合は、職員会で検討して改善に向けた取り組みをしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>苦情解決のための体制が整備されている。苦情解決の仕組みは、保護者などに解り易く図で示した苦情解決のためのポスターを玄関に掲示している。玄関に意見箱の設置をし、匿名アンケートを定期的実施している。重要事項説明書を用いて、入園説明会、園だよりに苦情申し立てに関して保護者に説明し、苦情解決の仕組みがあることを発信している。</p> <p>相談・意見・苦情受付記録を保管している。相談・意見・苦情内容の検討を行い改善策を申し出た保護者に配慮して保護者などに伝えている。苦情発生時は、職員で園内研修を開き、周知徹底している。</p> <p>民生児童委員1名が第三者委員であり、日頃から保育所に訪問して実情の把握に努め相談に応じている。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの保護者の立場に立つ苦情解決の援助のために設置されるため、人数は複数が望ましいとされており、今後検討されたい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
			保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>日頃から保護者とコミュニケーションを多く取り笑顔で対応している。何時でも話しやすい雰囲気づくり、関係作りに心掛けている。</p> <p>相談窓口の紹介、相談者を紹介した内容の園だよりを発行するなど、気軽に相談できることを呼び掛けている。</p> <p>保護者から個人的に相談を希望された時は、保護者の都合つく時間に合わせて、落ち着いた話せるよう相談出来るスペース（絵本の部屋など）を確保している。</p>
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>相談、意見を受け付けた際の記録は、相談記録にして職員会に報告している。</p> <p>「意見（要望）への対応マニュアル」を整備している。マニュアルの内容は、施設長会で毎年見直しを図っている。</p> <p>保護者から寄せられた意見・要望については、迅速に関係者に報告して改善策を講じ保護者に伝える取り組みをしているが、解決に時間を要す場合は、申し出た保護者に事情を説明している。</p> <p>○マニュアルの見直しは関係者で定期的に行われている。マニュアルなどの見直し、改訂を行った場合は、改正した期日の記載が望まれる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>責任者を施設長にしてリスクマネジメント委員会を設置し、提出されたヒヤリハット報告書、怪我報告書、事故報告書に関して検証して再発防止に向けて取り組んでいる。</p> <p>ヒヤリハット報告書を書きやすい書式にする、怪我報告書を各クラスに置くなど工夫をし、気づきを出し易くしてリスクに対する意識を高め、安心・安全な保育が提供できるよう取り組んでいる。</p> <p>毎朝遊具の点検、保育室内などは月1回安全点検を行っている。</p> <p>「遊び別」「エリア別」「年齢別」ヒヤリハット事例集、他保育所の事故に学ぶなどの園内研修を実施して怪我防止に努めている。</p> <p>食中毒を含めた事故防止・安全確保策などは、定期的に評価・見直しをしてる。外部からの侵入者はじめ、散歩コースなど子どもたちを取り巻く様々な環境の見直しを通して安心・安全な保育のための、さらなる取組みが望まれる。</p>
			感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>感染症対策について管理体制が整備され「保健マニュアル」が作成されている。感染症に関する基礎知識、予防、対応などは職員会で読み合わせ研修を行い周知徹底を図っている。</p> <p>予防のために手洗い、うがいの習慣化を図っている。特に手洗い方法を流し場に写真入りで解り易く掲示している。感染症発生時は、マスク着用や交流を控えるなど具体的に対応して感染防止に努めている。</p> <p>保護者に対しては、市保健師から「保健だより」の発行をして感染症の知識、予防に関して啓蒙している。発生し易い時期、発生時には保育所独自にお便りを出す、玄関に感染者の人数、発生している感染症に関する知識・対応方法などの情報を提示し保護者に理解を促している。今後、オクレンジャーなどの利用により情報を確実、迅速に伝える方法も検討されることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
			災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	b)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>災害時対応体制が整備されている。耐震診断を受け、該当箇所については耐震措置がされている。消防関係経験者から建物内の安全確保を図るための助言を受け、保育現場の見直しをして検討している。</p> <p>子ども・職員は、毎月災害の想定を変えて避難訓練を実施している。年1回防災訓練を隣接の小学校と合同で消防署、警察署立ち会いのもとに実施している。「災害時子ども引き渡し表」を基に保護者の協力を得て訓練を実施している。</p> <p>各保育室には、非常持ち出し品をリュックサックに入れ準備している。非常災害時の備蓄品リストを事務室に備え、備蓄品を確保している。飲料水などの賞味期限の確認をして入れ替える、備蓄品の見直し・点検を行っている。</p> <p>地元の総合防災訓練に参加する、水害時などに関して地元、学校関係者と安全な避難場所等に関して協議するなど積極的に関係者、団体と連携をしている。更に地元自治会、近隣住民と連携を図り、災害時における協力体制を文書で確認し合う（協定書を交わすなど）ことなどが望まれる。</p>
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	<p>203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>標準的な保育を実践するために子どもの尊重、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が明示された「幼児保育マニュアル」「未満児保育マニュアル」が文書化されている。</p> <p>マニュアルは職員会で読み合わせ研修を行い、保育室、事務室に置かれて職員は必要に応じて確認している。一定の保育水準を確保しながら子ども一人ひとりの発達状況に応じ個別保育を行っている。</p> <p>施設長・主任は標準的保育の実践に関して職員会で振り返りをして確認をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<p>208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<p>保護者、保育士から出された保育に関する意見を集約して、保育の標準的な実施方法の実践に関して検証し、施設長会、補佐会、各種委員会で検討をして見直しを行っている。見直しで変更された内容を実践して評価し、施設長会議で再検討する仕組みがある。</p> <p>今年度は、新保育所保育指針に添い、内容を年度末にかけて見直しをする予定になっている。</p>
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p>	<p>指導計画の責任者は施設長である。アセスメントは、子ども・保護者の意見や状況を反映し、子どもの育ちの状況を各領域からアセスメントする方法となっている。保育開始前にアセスメントを行い指導計画を策定するが、必要に応じて再アセスメントをしている。</p> <p>各職種関係者、職員、必要に応じて市保健師、栄養士等が参加して情報共有して、年間計画、個別計画の策定の方向付けをしている。</p> <p>未満児、障害を持つ子どもの発達状況に合わせた保育が提供できるよう専門機関などの関係者が出席する地域発達支援会議でケース検討をして保護者の意向を確認しながら指導計画に反映している。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
					217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
					218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
					219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
		定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)		220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
					221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
					222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
					223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	指導計画の見直しは、年4回実施している。保護者からは個別懇談会などで意向を把握し、計画内容の確認をしている。職員会議でカンファレンスを行い関係職員からの意見を聴取している。 子ども・保護者の意向、関係職員によるカンファレンスの内容を反映して、指導計画を作成している。見直し後の指導計画は、職員会議で周知されている。 子ども・保護者の状況が変化した場合は、随時カンファレンスを行い指導計画を確認している。
					224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	225	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	子どもに関する保育の実施状況などを保育所が統一した書式に把握した内容を記録している。個別の指導計画にもとづく保育実践が記録され、把握することが出来る。 記録などは、差異が生じないように記録方法のマニュアルがある。記録内容を施設長・主任が確認して、必要に応じて助言、指導をしている。 情報の共有を図るために、施設長・主任が連携して職員に情報が正確に届くよう努め、毎週行われる職員会議で再度、情報共有をしている。
					226	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
					227	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
					228	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
					229	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
			子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	230	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	個人情報保護規定により「ファイル基準表」「情報マニュアル」に記録の保管、保存などの情報提供に関する規定を定めている。 記録管理責任者は施設長である。個人情報の不適切な対応、記録管理についてセキュリティ管理を含めた研修を行い、職員は個人情報保護規定を理解して遵守している。 保護者には、毎年入園・継続説明会で個人情報の扱いに関して説明をして承諾書で確認している。
					231	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
					232	記録管理の責任者が設置されている。	
					233	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
					234	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
235	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。						